

判決骨子 平成11年(ワ)第28168号 取締役に対する損害賠償請求事件

東京地方裁判所民事第8部 平成16年3月25日判決言渡し

裁判官 永野厚郎(裁判長), 渡邊千恵子, 名島亨卓

原告 《住所略》

株式会社新生銀行(旧商号株式会社日本長期信用銀行)

上記代表者監査役 西田俊二

同上 須藤章

上記代表者監査役兼訴訟代理人弁護士 保田真紀子

《住所略》

原告訴訟引受人 株式会社整理回収機構

上記代表者代表取締役 鬼追明夫

原告訴訟引受人訴訟代理人弁護士 保田真紀子

原告及び原告訴訟引受人訴訟代理人弁護士 川端和治

同上 高井康行 同上 松尾眞 同上 内藤順也 同上 田中豊

同上 光前幸一 同上 桜井健夫 同上 松田耕治 同上 澤野正明

同上 田中宏明 同上 松田隆次 同上 田中克幸 同上 藤ヶ崎隆久

《住所略》

被告 甲野太郎

《住所略》

被告 乙山松夫

上記被告二名訴訟代理人弁護士 須藤英章

同上 小澤徹夫 同上 古里健治

《住所略》

被告 丙川竹夫

上記訴訟代理人弁護士 廣田富男

同上 中村嘉宏

《住所略》

被告 丁原梅夫

上記訴訟代理人弁護士 那須弘平

同上 倉科直文 同上 横田高人

《住所略》

被告 戊田春夫

《住所略》

被告 甲田夏夫

上記被告二名訴訟代理人弁護士 大西昭一郎

同上 松村龍彦 同上 野元学二 同上 大西千枝子

上記訴訟代理人大西昭一郎 訴訟復代理人弁護士 安藤知史

《住所略》

被告 乙野秋夫

上記訴訟代理人弁護士 更田義彦

《住所略》

被告 丙山冬夫

上記訴訟代理人弁護士 國廣正

同上 五味祐子 同上 坂井眞

上記訴訟代理人國廣正 訴訟復代理人弁護士 青木正賢

《住所略》

被告 丁川一郎

上記訴訟代理人弁護士 三宅能生

同上 山崎順一 同上 長屋憲一 同上 山田昭

同上 牛嶋龍之介 同上 小林秀彦 同上 中田肇

上記訴訟代理人三宅能生 訴訟復代理人弁護士 小野吉則

同上 新井由紀 同上 山谷耕平

上記訴訟代理人長屋憲一 訴訟復代理人弁護士 渡邊淑彦

同上 三輪健志

主文 1 被告丁川一郎は、原告訴訟引受人に対し、金8億円及びこれに対する平成11年12月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告乙野秋夫は、原告訴訟引受人に対し、金3億円及びこれに対する平成11年12月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告の請求全部及び原告訴訟引受人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告及び原告訴訟引受人に生じた費用の100分の16と被告丁川一郎に生じた費用の100分の47を被告丁川一郎の負担とし、原告及び原告訴訟引受人に生じた費用の100分の6と被告乙野秋夫に生じた費用の100分の7を被告乙野秋夫の負担とし、原告及び原告訴訟引受人に生じたその余の費用と被告らに生じたその余の費用を原告及び原告訴訟引受人の負担とする。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

理由

第1 事案の概要

1 請求の要旨

本件は、原告が、旧商号の株式会社日本長期信用銀行であった当時、グループノンバンクに対して行った各支援行為により、損害を被ったと主張して、当時の取締役に対して、善管注意義務違反ないし忠実義務違反による各損害賠償請求権に基づく訴訟を提起し、その後、原告から本件各損害賠償請求権を譲り受けた株式会社整理回収機構に訴訟引受けがなされた事案である。

本件で問題となった支援行為は、合計5件の案件に区別することができ、原告らは以下のような違法があったと主張し、被告らはこれをいずれも争っている。

(1) 日本リースに対する損益支援

ア 平成6年度支援

(ア) 請求内容

原告が、平成6年3月期に日本リースの不良債権約698億円を買い取って、共同債権買取機構に約207億円で売却し、その差額約4

9 1 億円を日本リースに贈与した損益支援を違法とするもの（請求額 9 億円）

（イ）関連被告

被告 9 名全員

イ 平成 7 年度支援

（ア）請求内容

原告が、平成 7 年 3 月期に日本リースの不良債権約 1 3 1 1 億円を買い取って、共同債権買取機構に約 2 1 3 億円で売却し、その差額約 1 0 9 8 億円を日本リースに贈与した損益支援を違法とするもの（請求額 2 1 億円）

（イ）関連被告

被告甲野，同丁原，同戊田，同甲田，同丙山，同乙野秋夫，同乙山松夫

（ 2 ）日本リース支援のための債権簿価買取代金の融資

ア 請求の内容

日本リースが経営破綻した融資先（日本ビルプロジェクト）に対して有する不良債権を圧縮することを目的として、受皿会社（不良債権や収益を生じていない不稼働資産などを保有することを目的として設立された会社）である四谷プランニング株式会社，木挽町開発株式会社及び竜泉エステート株式会社（以下「受皿会社 3 社」という。）に上記不良債権を簿価で買い取らせるため，原告が，受皿会社 3 社に対して実行した合計約 4 7 0 億円の融資（本件融資）が違法であるとするもの（請求額 8 億円）

イ 関連被告

被告丁川

（ 3 ）日本リース支援のための不良債権肩代わり資金の融資

ア 請求内容

日本リースが株式会社箱崎シティ開発及び博多総合開発株式会社（以

下「受皿会社2社」という。)に対して有する不良債権を肩代わりする
目的で、原告から融資を受けた別会社が受皿会社2社に融資し、その融
資金により日本リースが債権の回収を行うとのスキームの下で、原告が
別会社に対して実行した195億円の融資(本件融資)が違法である
とするもの

(請求額3億円)

イ 関連被告

被告乙野秋夫

(4) ランディックのための物件買取資金の融資

ア 請求内容

ランディックが所有する不稼働不動産を受皿会社に引き取らせるため、
原告が、受皿会社に対して実行した物件買取資金として5億6500万
円の融資(本件融資)を違法であるとするもの(請求額1億円)

イ 関連被告

被告甲野、同丙山、同丁原、同乙野秋夫、同甲田及び同乙山松夫

(5) ランディック及びエヌイーディー株式会社に対する資金繰り融資

ア 請求内容

ランディック及びエヌイーディー株式会社(以下「NED」という。)
に対して、その資金繰りを支援するために行われた原告によるランディ
ックに対する合計560億円の新規融資(本件融資)及びNEDに対
する合計207億円の新規融資(本件融資)が違法であるとするもの
(請求額は、本件融資について4億円、本件融資について3億円の合
計7億円)

イ 関連被告

被告丁原及び同乙野秋夫

2 主要な争点

本件各支援について、支援の必要性や合理性、融資の場合の償還可能性
等についての判断が取締役の経営判断の範囲といえるか。

本件各支援が社会的相当性を逸脱するかどうか。

第2 当裁判所の判断

1 経営危機状況にある企業を支援するに当たっての銀行の取締役の責任

(1) 注意義務の内容

銀行も営利を目的とする法人であることから、銀行の取締役は経営を行うに当たっては収益の増大に努める義務があるが、他方で、銀行が不特定多数から借り入れた資金を自らリスクを負担して他に貸与するという金融仲介機能を果たすなど、信用秩序の根幹を担う公共性を有することから、銀行法を始めとする各種規制に服している趣旨に鑑み、その経営の健全性及び安全性に格段の配慮を払うことが求められている。

本件訴訟においては、いずれも経営危機状況にある融資先に対する支援の在り方が問われているが、このような局面においては、まさに損失の発生が見込まれる状況であることから、銀行の取締役としては損失を如何にして最小化し、経営の安全性を確保するかという観点から最善の努力を行うことが期待されているというべきである。

すなわち、このような状況において、銀行の取締役は、金融・経済情勢、融資先の財務・経営状況、融資先と銀行との間の関係の濃淡、他の取引債権者の状況等を踏まえた上で、支援をしない場合に見込まれる損失、すなわち、融資先の破綻により回収不能が見込まれる既存の貸付金や出資金、さらには他の取引債権者との間で銀行が負担を求められる可能性のある損失などの直接的損失（破綻処理コスト）のみならず、融資先を支援せずに破綻させたことにより銀行が被るおそれのある社会的批判や信用失墜、銀行の系列会社の取引や銀行の資金調達コストに与える悪影響、さらには既存の取引先の離反や将来の取引機会の喪失などの2次的・間接的な損失を的確に把握し、これらを最小化する方策を検討する必要がある。他方で、支援を行う場合の想定として、融資先の再建計画の実現可能性、再建のために必要となる総資金量、支援先及び他の債権者等との間の分担の可否及び負担の方法を検討の上、支援によって負担することが相当と考えられる必要最小限度の救済コスト及

び支援先に対して残存する貸付金等についての回収不能リスクを把握しなければならない。そして、以上のような観点から、支援をしない場合と支援を行う場合に見込まれる損失を幅広く情報収集・分析、検討した上で、後者が前者よりも小さい場合、すなわち支援により負担する損失を上回るメリットが得られる場合にのみ、支援を行うことが許されるものというべきである。

さらに、上記のとおり、銀行業務が公共性を有し、その経営に健全性と安全性が求められていることからすると、支援により銀行が負担する損失が余りにも大きく、支援を行うこと自体が銀行の経営の安定性を揺るがす場合には、支援を行うことが許されず、また支援の方法も銀行業務の公共性に照らし社会的相当性を備えたものでなければならない。

(2) 経営判断の原則

しかしながら、このような判断は、情報の非対称と多数の経済主体間の複雑な相互依存関係の中において、これを取り巻く諸情勢を踏まえた専門的かつ総合的判断であることから、情勢分析と衡量判断の当否は、意思決定の時点において一義的に定まるものではなく、取締役の経営判断に属する事項としてその裁量が認められるべきであり、いわゆる経営判断の原則が妥当する。

したがって、本件各支援行為について取締役の責任を問うためには、取締役の判断に許容された裁量の範囲を超えた善管注意義務違反があったか否か、すなわち、意思決定が行われた当時の状況下において、原告と同程度の規模を有する大銀行の取締役に一般的に期待される水準に照らして、当該判断をするためになされた情報収集・分析、検討が合理性を欠くものであったか否か、これらを前提とする判断の推論過程及び内容が明らかに不合理なものであったか否かが問われなければならない。

上記判断においては、金融の専門家たる銀行の取締役としての幅広い観点からの分析が求められているというべきであるが、それはあくまでも意思決定の行われた時点における情勢を前提とした予測的判断であるべきであり、特に本件のように意思決定の時点から今日までの間に金融環境等の諸情勢に著しい変化の見られる事案においては、今目的視点からの回顧的判断は慎ま

なければならない。

2 本件損益支援（日本リースに対する損益支援）

（1）本件損益支援の合理性

本件損益支援は、母体行責任の考え方が支配的な当時において、日本リースの経営悪化を放置することは親銀行による原告の信用問題に直結する重大な影響を及ぼすことが具体的に懸念され、原告の取締役としては、このような事態を回避すべく最善の努力を尽くすことが求められた状況下において、行われたものである。本件損益支援は、日本リースの再建策としては必ずしも十分ではなく、情勢の変化により原告からの追加支援が必要となる可能性が見込まれるものではあった。

しかしながら、追加的な支援が必要となるリスクは、本件損益支援の実施の有無にかかわらず、原告が母体行であることにより負担していたものであり、本件損益支援については、日本リースの不稼働資産の一部を現実に処理するものであり、これは抜本的な処理策においても、いずれ必要となるものであったこと、日本リースの収益は、不稼働資産の減少によるキャッシングコストの削減等により大幅に改善し、収益により自転できる状況に一応なっていたこと、本件損益支援により、厳しい金融環境にもかかわらず、とりあえず各金融機関との間の取引が継続され、融資の折り返しを確保することができ、また原告による融資の肩代わりを抑えることができたこと等に意義を見出し得るものであった。さらに、本件損益支援当時は、既に述べたとおり、経済界等において、戦後の成功体験から来る地価反転と景気循環の期待を背景に、不良債権の処理は、地価や景気の回復を待ちながら時間をかけて実施していくべきであるというソフトランディングと呼ばれる考え方が根強く存在し、現実にも景気回復の兆しが見えかけた時期であった。また、金融行政も、従来の護送船団方式と呼ばれる裁量型行政から早期是正措置の導入、金融ビックバンに至るルールに基づく行政への転換とそのための制度的枠組みが形成されるまでの移行過程にあり、今日のような金融機関の破綻に対するセーフティネットは整備されておらず、不良債権のディスクロージ

ヤーも自主的な開示制度のもとで、その対象範囲を徐々に拡張している段階であり、また、不良債権の償却・引当制度も、無税引当について国税庁の委任を受けた大蔵省金融検査部の認定を要する不良債権償却証明制度のもとで、法人税基本通達による税基準が事実上の基準と化し、有税引当も認められたが、その当否は別として、引当を行うかどうかは金融機関の裁量であるとの扱いが広く行われていた制度的枠組みのもとにあった。そして、母体行責任の下において、系列ノンバンクに対する損切りを急がず、親銀行が責任を持って支援していくという金融慣行は、このような金融制度の枠組みとも相互に補完し合って、全体としての不良債権処理のシステムを形作っていたと評価し得るのであり、このような状況を前提として、大蔵省も、「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」(平成6年2月8日)において、不良債権の処理について、「破綻先債権、延滞債権は、今後時間をかけて償却により処理していく必要があること」、「償却等による処理が必要となるものについては、早期に処理方針を確定させ、計画的、段階的に処理を進めていくこと」、「金融機関は、徹底した経営努力を前提に、毎期の業務純益を主たる財源として、実質的な引当金である含み益などの内部蓄積も長い目で考慮しながら、所要の償却等を積極的に進めること」とするなどの方針をとっていた。

本件損益支援はグループノンバンクの支援を順次進めていく計画のもとで原告の体力の範囲内で実施されたものであり、まさに当時におけるソフトランディングの考え方や金融当局の不良債権の計画的・段階的処理という方針にも適うものであったというべきである。

他方で、既に認定したとおり、原告には本件損益支援に代わるものとして抜本的な再建策を単独で支援できる余力はなく、また、抜本的な再建策を他の金融機関にも損失分担を求めて実行することも、上記のような全体のシステムからの離脱のリスクがあまりにも大きく、現実的な選択肢となり得ない状況であった。

そうすると、本件損益支援は、原告が母体行責任を果たさない場合に想定

された極めて重大な事態を回避するため、原告の損失を最小化しつつ、将来に選択肢を残す観点から実施されたものであり、被告らのおかれた局面においては、本件損益支援に代わるべき明らかに優れた選択肢は見出し難かったというべきであるから、本件損益支援に対して、不当な先送りなどとして法的非難を加えることはできないものと判断される。

(2) 本件損益支援の社会的相当性

原告らは、本件損益支援は、償還可能性のない又はその極めて低い受皿会社への不稼働資産をサイレントベースとして放置して、本来処理の対象とすべき不稼働資産を隠蔽し、支援計画の合理性を装うものであって、このようなサイレントベースの不稼働資産の隠蔽を不可欠の要素とする本件損益支援は全体として著しく社会的相当性を欠くと主張する。しかしながら、既に述べたように、本件損益支援はサイレントベースの不稼働資産を考慮した場合にも合理性が認められるものであり、さらに、当時においてグループノンバンクの財産内容を開示すべき義務は親銀行にはなかったのであるから、日本リースの不稼働資産の額を開示しなかったからといって、本件損益支援が著しく社会的相当性を欠くとはいえない。

(3) 結論

以上によれば、本件損益支援を行うに当たっての経営判断は、その情報収集・分析、検討に欠ける点はなく、かつ、これに基づく衡量判断についても相応の理由を伴うものであることから、被告らには、善管注意義務違反を認めることができない。

3 本件融資

(1) 本件融資の問題点

本件融資は、もともと日本リースのビルプログループ向け融資を圧縮するためにビルプログループが保有する物件を受皿会社で引き取り、その資金を原告が受皿会社に融資し、これによりビルプログループが日本リースに対する債務を返済することを目的として計画されたものであるが、対象として予定していた物件の時価が約230億円と予想外に低額であり、目標として

いた500億円の融資の圧縮には届かないため、担保物件の事業化計画を仮装して、これにより日本リースのビルプログループに対する担保付債権を受皿会社に簿価で譲り受けさせることとし、そのための資金として約470億円を受皿会社に融資したものであり、以下に指摘するとおり、融資の当初から、少なくとも物件の担保評価額である約150億円を超える約320億円については、償還可能性のないことが明らかな融資であったというべきである。

したがって、本件融資は、受皿会社に明らかに時価を上回る簿価で債権の引取りをさせるための融資をするものであり、以下に指摘するとおり、健全な融資業務の在り方から著しく逸脱するものであるというべきである。

ア 手続違背

第一に、本件融資は、担保評価額を超える約320億円については、融資対象から償還可能性のないことを前提に実行されたものであるが、その実質は、原告の損失負担により日本リースのビルプログループ向け債権を肩代わりするものであり、損益支援に当たるものと考えらるべきである。しかるところ、多額の損益支援については、商法上重要な財産の処分に該当し、取締役会の決議が必要とされており、原告においても、当時1億円の以上の損益支援を実施する場合、取締役会の付議事項とされており、通常の融資より慎重な意思決定が求められていたところ、本件融資は、まさに融資という形態を採って与信専決権限を有する一人の取締役の決裁のみによって多額の損益支援を実行するものであり、本来の意思決定のルールを潜脱するものである。しかも、本件融資は、その後計画された日本リースに対する損益支援においても、共同債権買取機構活用による損益支援の対象として検討の対象に上がりながら（証拠略）、結局は取締役会の決議を経てその対象とされることはなかったものであり、損益支援という観点からは事後的にも取締役会の承認が得られていないものである。

また、被告丁川は、本件融資について業務運営委員会の組織決定を経ており、相当の手続を履践したと主張するが、同委員会はクレジットリミ

ットを含む内外与信案件に係る重要事項を協議調整する機関であり、出席者も融資関連部署を担当する取締役に限られ、取締役会とは全く構成を異にすることから、これをもって意思決定のルールを履践したことにはならない。

イ 公共性違反

第二に、本件融資は、融資の形態を採った実質損益支援であり、融資の時点で償還可能性のないことが明らかであることからして、当然に回収不能部分については不良債権として管理され、適切な償却・引当がなされるべきであり、また、国税当局から無税扱いの承認が得られていなかった以上、しかるべく税金の支払をすべきものであるにもかかわらず、これらの商法及び税法上の義務並びに金融当局による検査を回避するために、事業化計画、基本協定及び業務委託契約を仮装して、償還可能性を偽って実行されたものであり、銀行の公共性に反する融資であるというべきである。

ウ 稟議制度の没却

第三に、銀行においては、融資に当たって、各部署で重疊的に償還可能性を始めとする融資の当否をチェックする稟議システムが確立され、これが健全な業務遂行の基盤をなしているところ、本件融資は稟議書にいわば虚偽の記載をし、償還可能性を偽り、しかもそのことを関係者が承知の上で稟議が行われたものであり、まさに自らの依拠するシステムの信頼を傷つけるものであったと評価せざるを得ない。

(2) 被告丁川の善管注意義務違反

本件融資は、以上に述べたとおり健全な銀行業務の在り方に照らし到底是認することができないものであり、それ自体として取締役に与えられた裁量を逸脱するものであって、他に適切な方法をとることが期待できないなどの特段の事情がない限り、経営判断の内容の合理性を問うまでもなく善管注意義務に違反するものというべきである。

以上によれば、本件融資は、本来の融資の在り方から著しく逸脱した不相当なものであり、これを許容すべき特段の事情は認められないから、かか

る事情を承知の上，本件融資 の実行に關与した被告丁川には善管注意義務違反があるものと認められる。

(3) 損害

本件融資 は，上記のとおり被告丁川の善管注意義務違反により実行されたものであって，これにより原告は少なくとも前記認定の未回収額である 4 4 7 億 8 5 0 8 万 0 9 1 4 円の損害を被ったものと認められる。

(4) 結論

以上のとおり，被告丁川には本件融資 について善管注意義務違反があり，原告の請求額を超える損害が発生していることが認められるから，原告から損害賠償請求権の譲渡を受けた原告引受人の被告丁川に対する請求は理由がある。

4 本件融資

(1) 本件融資 の問題点

本件融資 は，物件の事業化を予定しない以上，少なくとも前記の平成 8 年 3 月期の時価とされた蛸殻町物件の 3 9 億 7 4 0 0 万円，博多駅前物件の 7 億 1 5 0 0 万円の合計 4 6 億 8 9 0 0 万円を超える約 1 4 8 億円については，融資の実行の当初から償還可能性のないことが明らかな融資であったと認められる。

本件融資 は，既に述べたとおり，日本リースの受皿会社向けの不良債権を肩代わるために，トンネル会社を介在させた上，担保物件について事業化計画を仮装し，収益還元法により時価を著しく上回る担保評価を行うことによりその償還可能性を偽って実行されたものであり，融資の実行時点において，その大部分について償還可能性のないことが明らかな融資であるところ，

その実質は日本リースに対する損益支援にほかならず，その実行のためには取締役会の承認が必要であるにもかかわらず，融資の形態を採ることにより意思決定のルールを潜脱していること， 当初期ら償還可能性のない不良債権として適切な債権管理等が行われるべきであるにもかかわらず，架空の事業化計画を作出し償還可能性を装うことにより金融当局や税務当局のチェ

ック等を免れることを意図して実行されていること、稟議書に虚偽の記載をし、関係者がそれを承知の上で稟議を行うなど銀行の業務の基盤たる稟議システムの信頼性を自ら崩すこととなるものであることなどの点において、健全な銀行業務の在り方に照らし、到底是認し難いものであったというべきである。

(2) 被告乙野秋夫の善管注意義務違反

本件融資は、以上のとおり、健全な銀行業務の在り方から是認できないものであり、被告乙野秋夫は、その問題点を知悉した上で、本件融資を決裁し、実行させたものであるから、他に適切な方法をとることが期待できないなどの特段の事情がない限り、経営判断の内容の合理性を問うまでもなく、善管注意義務に違反するものというべきである。

(3) 損害

本件融資は、実行時点において少なくとも担保物件の評価を超える約148億円については償還可能性のない融資であり、元金の返済のないまま原告から本件融資を譲り受けた原告引受人が平成12年11月に第三者に売却した価額が13億2900万円にすぎなかったことからしても、本件融資により、原告は少なくとも本件訴訟で請求している3億円を超える損害を被ったことは明らかである。

(4) 結論

以上によれば、被告乙野秋夫には本件融資について善管注意義務違反があり、原告の請求額を超える損害が発生したと認められるから、原告から損害賠償請求権の譲渡を受けた原告引受人の被告乙野秋夫に対する請求は理由がある。

5 本件融資

(1) 本件融資の合理性

本件支援は、母体行責任により親銀行の採り得る選択肢が限定された下で、原告の体力と他のグループノンバンクの支援の必要性を勘案しながら、まず第一に長銀リース及びNED、次に日本リース及び第一住金、その後ランデ

ィックという順序で損益支援を行う計画の下で行われたものであり、当時における地価の反転の期待を背景としたソフトランディングの考え方や金融当局の不良債権の計画的段階的処理という方針にも適うものであったというべきである。

以上によれば、本件支援は、原告が母体行責任を負うランディックに対して、体力の範囲内で再建を目指して実施されたものであり、当時の状況としては、他に本件支援に代わるべき明らかに優れた選択肢を見出し難いというべきであるから、本件支援が合理性を欠くと断ずることはできない。

そして、本件融資は、本件支援の一環たる物件引取支援の一部として実行されたものであることから、同様に支援としての合理性を欠くものとは認められない。

原告らは、本件融資は、ランディックの不稼働資産を原告の受皿会社で保有することにより、不稼働資産を隠ぺいすることを目的としたものであること、受皿会社による本件3物件の買取価額は実勢価額より著しく高額であることは、不稼働資産を隠ぺいする目的を物語るとともに、これを時価による取引であると装うことにより許されない会計上の処理を行うこととなること、受皿会社による物件引取りは、原告がその支配下にある受皿会社を介して実質的に不動産業を営むこととなり、長期信用銀行法の定める他業禁止の趣旨に反することなどから、銀行の公共性・健全性に照らし著しく社会的相当性を欠くものであり、取締役の善管注意義務に反する旨主張する。そこで、検討するに、まず、本件3物件の買取価格は、不動産鑑定士による鑑定評価をもと、に決定されているものであり、同鑑定は取引比較事例法を用いて鑑定評価額を出しているところ、比較対照された取引事例には格段不適切な点はなく、また鑑定評価の手法自体も特異な手法が採られているわけではないことからして、路線価と鑑定評価額が乖離することをもって本件鑑定評価額の信頼性を疑わせるに足りず、また、他に鑑定評価額が実勢価格より著しく高額であることを認めるに足りる証拠はない。

以上によると、神谷町土地建物による本件3物件の買取価額は時価による

ものと認められる。本件3物件の譲渡が時価によって行われる限り、ランディックのバランスシートには、不動産の簿価と譲渡価格（時価）の差額が、売却損あるいは売却益として適正に計上されることになるから、何ら隠ぺいはなく、会計処理上の問題が生ずるわけではない。

むしろ、不動産競売が困難な状態で（証拠略）、任意売却が容易ではなく、今日のように資産流動化のための手法が未整備であった当時において、受皿会社によるグループノンバンクの保有物件の時価による取得は、グループノンバンクのバランスシートから不稼働資産を切り離し、当該ノンバンクにおける資金循環及びキャッシングコストの削減を図り、その再建を進めるために、グループ内において自らマーケットを創出するものというべきであって、当時設立された共同債権買取機構の活用による支援と比較しても、対象が物件であり、担保付債権でないこと、貸倒償却による税制上の優遇措置がない点が相違するのみで、親銀行がキャッシングコスト及び地価下落のリスクを負担する点も含めて全く同様の機能・効果を有するものであったと評価できる。

以上によれば、受皿会社による物件引取りは、取得価額が時価によるものであり、受皿会社に対する買取資金の融資について適切な償却引当が行われる限り、支援方法として社会的相当性を欠くものではないというべきである。

（2）結論

以上によれば、被告らに善管注意義務違反ないし忠実義務違反があったと認めることはできず、また他にこれを認めるに足りる証拠もない。

6 本件融資

（1）本件各支援融資の合理性

本件各支援融資を行わない場合には、原告グループノンバンクが連鎖破綻し、原告自身もまた破綻する可能性が相当程度あり、その場合には、三洋証券の破綻により混乱を極めている日本経済に取り返しの付かない一撃を与え、日本の金融システムひいては世界の金融システムをも危うくしかねない重大な影響が生ずるおそれが合理的に予想されたのであり、銀行の取締役と

しては、このような自体に手をこまねいて放置することなく、積極的に回避すべく最善を尽くす義務があったというべきところ、本件融資及びによる貸付金額は560億円及び207億円と原告の財務基盤を危うくするような金額ではなく、かつ、ランディックあるいはNEDに対する支援計画が実行されたあかつきには無事回収される可能性も一応あったのであり、かつ、これに優る方策も他に想定し難いことゆえ、被告らの行った衡量判断には十分な理由があったといえることができる。

(2) 結論

そうすると、本件各支援融資を行うに当たっての経営判断は、その情報収集・分析、検討に欠ける点はなく、かつ、これに基づく衡量判断についても十分な理由をとらうものであることから、被告丁原及び被告乙野秋夫には、善管注意義務違反を認めることができない。